

佐川町立小中学校照明LED化業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「佐川町立小中学校照明LED化業務」(以下「本業務」という。)の受託候補者を、公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により選定するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 背景

「水銀に関する水俣条約」により、令和9年末までに一般照明用蛍光灯の製造・輸出入が廃止されることから、残存する蛍光灯器具を令和9年度までに更新することが喫緊の課題となっている。あわせて、佐川町(以下「本町」という。)は「佐川町2050ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、令和12年度に二酸化炭素排出量を平成25年度比50%以上削減することを目標に脱炭素施策を推進している。

これらの課題に対し、多額の初期投資を要する照明更新を短期間かつ効率的に実施するため、民間事業者のノウハウを活用した賃貸借方式を採用し、LED化に必要な施工と長期的な維持管理を一体的に行うことにより、本町の小中学校における学習環境の向上、二酸化炭素排出量の削減及び維持管理負担の軽減を図るものである。

3. 業務概要

(1) 業務名

佐川町立小中学校照明LED化業務

(2) 業務内容

別紙1「佐川町立小中学校照明LED化業務仕様書」のとおりとする。

(3) 契約方式

賃貸借(リース)方式とする。

(4) 業務期間

ア 施工

契約締結日の翌日から引渡日を含む月末まで(最長で令和9年3月31日まで)とする。

イ 賃貸借開始・維持管理

引渡日の翌月1日から起算して120か月後の属する月の末日まで(最長で令和19年3月31日まで)とする。

(5) 対象施設

No.	名称	所在地
1	黒岩小学校	高岡郡佐川町黒原482
2	佐川小学校	高岡郡佐川町乙2166

3	佐川中学校	高岡郡佐川町甲1936-1
4	斗賀野小学校	高岡郡佐川町中組77
5	尾川小中学校	高岡郡佐川町本郷耕1884

4. 予算(見積限度額)

金 143,760 千円(税抜)

※本事業は、令和8年度から令和18年度までの期間を対象とするリース事業を想定しており、上記金額は当該期間全体の見積限度額を示すものであり、契約額ではない。なお、本事業の実施に必要な各年度における予算措置については、今後、町議会の議決を要するものである。

※本プロポーザル手続は、本町の令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続であり、予算成立後に効力を生ずる事業であるため、本町議会において当初予算案が否決された場合又は本業務の履行が不可能な程度まで本業務に係る予算が減額された場合は、契約を締結しない。当該減額が本業務の履行が可能な範囲にとどまる場合は、別途候補者と協議を行うものとする。この場合における協議は、仕様書に定める要求水準を維持した上で、対象範囲の一部縮小又は工程の見直し等により予算の範囲内とする方法について検討するものとし、仕様水準の低下を伴う変更は行わない。

5. 選定方法

本業務を行う受託者(以下「候補者」という。)は、公募型プロポーザル方式により選定する。

6. 応募手続・スケジュール

(1) 全体スケジュール

内容	日程	備考
本プロポーザルの公示、実施要領等の配布、実施要領等に関する質問受付開始	令和8年3月24日(火)	ホームページで公開、参加申込受付開始
実施要領等に関する質問書の提出期限	令和8年3月30日(月)	電子メール
実施要領等に関する質問の回答期限	令和8年4月1日(水)	一括してホームページで公開
参加表明書の提出期限	令和8年4月3日(金)	持参又は郵送
第一次審査(参加資格)	令和8年4月6日(月)	電子メールで通知

審査)の結果通知		
企画提案書等に関する 質問受付開始	令和8年4月6日(月)	企画提案書の受付開始
企画提案書等に関する 質問書の提出期限	令和8年4月13日(月)	電子メール
企画提案書等に関する 質問書の回答期限	令和8年4月16日(木)	一括してホームページ で公開
企画提案書の提出期限	令和8年4月30日(木)	持参又は郵送
第二次審査(プレゼンテ ーション)	令和8年5月8日(金)	詳細については別途 通知
第二次審査結果の通知	令和8年5月12日(火)	電子メールで通知
契約締結	令和8年5月下旬	

(2) 現地見学

第一次審査において参加資格を認められた者のうち、参加表明書の提出時に現地見学を希望した者を対象として、事務局が指定する同一日時に一斉の現地見学を実施する。現地見学を希望する者は、参加表明書に現地見学希望届(様式7)を添付し、事務局へ提出すること。

第一次審査の結果、参加資格を認められた者に対してのみ、施設管理者と調整のうえ確定した見学時間等の詳細を電子メールにより通知する。

なお、現地見学に当たっては施設管理者の指示に従うこと。また、現地見学中の口頭での質問は受け付けない。

ア 受付期間

本プロポーザルへの参加表明書の提出期限まで(令和8年4月3日(金))

イ 対象施設

黒岩小学校、佐川小学校、佐川中学校、斗賀野小学校、尾川小中学校

ウ 見学日時

令和8年4月7日(火)

※午前9時に佐川町文化センターに集合し、各学校へ向かう。

(3) 関係書類の閲覧

応募者は、対象施設における別紙2「施設別照明リスト」、別紙3「実施設計図」(以下「関係書類」という。)を事務局窓口において閲覧することができる。閲覧を希望する者は、閲覧希望日時及び担当者名を明記した電子メールを事務局へ送付すること。事務局において受信を確認後、閲覧可能日時を電子メールにより通知する。

また、関係書類については紙媒体での閲覧のほか、希望者に対し電子データ(PDF

形式)により提供する。この場合、提供を受けた関係書類の取扱いについては、本プロジェクトにおける企画提案書作成の目的のみに使用するものとし、第三者への提供・転用を行ってはならない。

なお、関係書類と現況が異なる可能性があることに留意し、必要に応じて現地見学等により確認すること。

ア 受付期間

令和8年3月24日(火)から令和8年4月23日(木)まで

イ 閲覧可能期間

令和8年3月25日(水)から令和8年4月24日(金)まで

※土日祝日は除く。午前9時から午後5時まで。

ウ 第一次審査結果による取扱い

第一次審査において、参加資格を満たしていない旨の通知を受けた者については、令和8年4月8日(水)以降の関係書類の閲覧を認めない。

7. 参加資格

(1) 参加者

ア 本業務を行う能力を有する単独企業又は複数企業で構成される共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。共同企業体を構成する企業は、単独で参加することはできない。また、他の共同企業体の構成員となることもできない。

イ 共同企業体で応募する場合は、その構成員を全て明らかにしたうえで、(2)に示す各構成員の役割を分担することとし、各役割を担う構成員は(3)に示す役割ごとの資格要件を満たさなければならない。構成員のうち統括役割を担う構成員を代表企業とする。

(2) 参加者及び構成員の役割

ア 統括役割

本町との対応窓口となり、協議及び契約等諸手続を行い、本業務遂行の責を負う。また、契約内容に関する代表権を有する。

イ 施工役割

施工に関する業務を担う。

ウ 維持管理役割

維持管理に関する業務を担う。

エ その他の役割

上記ア～ウ以外の本業務に必要とされる業務を担う。

(3) 参加者の要件

参加者は、次に掲げる要件を満たしている必要がある。特に定めがない限り、構成員全てが満たすものとする。なお、構成員が以下の項目のうちいずれか1項目でも該

当しないことが判明した場合は、契約を締結しないか、又は締結した契約を取り消すことがある。

- ア 統括役割を担う者は、本町の令和7・8年度入札参加資格を有している者であること。
- イ 統括役割を担う者は、高知県内に本店又は支店若しくは営業所等を有し、本業務に係る適正な業務主任者を配置できること。
- ウ 統括役割を担う者は、公示の日から起算して過去5年以内に、高知県内の公共施設における照明LED化リース事業又はこれと同等の照明設備更新事業(ESCO事業を含む。)の契約実績(元請けの場合に限る。)を有し、かつ当該実績における更新対象灯数が本業務における更新対象灯数以上であること。
- エ 施工役割を担う者は、建設業法に基づく電気工事業の特定建設業又は一般建設業の許可を有し、令和7・8年度高知県入札参加資格者名簿(建設工事)の登録区分が電気工事であり、格付がA又はBであること、また、高知県内に本店又は支店若しくは営業所等を有する者1者以上で構成すること。さらに、同法第26条の規定に基づき、電気工事業に係る監理技術者又は主任技術者を配置すること。
- オ 共同企業体は、構成員等の選定についても、本町に主たる事務所(本店又は支店若しくは営業所等)を有する者(以下「地元企業」という。)を優先するなど、本町への経済波及効果に資するよう配慮すること。
- カ 次のいずれの項目にも該当しないこと。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。
 - ③ 公示日から契約締結日までの期間に、本町の入札参加停止措置を受けている者。
 - ④ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て(同法附則第3条に規定する申立てを含む。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条に規定する申立てを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
 - ⑤ 参加表明書の提出時点において、本店又は高知県内に所在する営業所等に係る都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

- ⑥ 銀行取引停止処分を受けている者。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者。

8. 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和8年4月3日(金)午後5時まで

(2) 提出場所

「20. 事務局」に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までに事務局へ提出すること。郵送の場合は書留郵便に限り、封筒に「参加表明書在中」と朱書きし、提出期限までに事務局必着とすること。なお、データを保存した電子媒体(CD-R)の提出を追加で求める場合がある。

(4) 提出書類

提出書類は次のとおりとし、日本産業規格によるA4判縦長で片面印刷とすること。共同企業体による応募の場合は、工からオまでについて構成員ごとに提出すること。

ア 参加表明書【様式1】

イ 共同企業体協定書兼委任状【様式2】

共同企業体で参加の場合は提出すること。

ウ 業務実績書【様式3】

業務実績が分かる契約書等の写し(証明できる部分のみの写しで良い。)を添付のこと。

エ 会社概要書【様式4】(全ての構成員が提出すること。)

オ 納税証明書(全ての構成員が提出すること。)

国税については、納税証明書その3の3(法人税、消費税及び地方消費税の未納でないことの証明)を提出すること。

都道府県税については、本店又は高知県内に所在する営業所等に係る都道府県税に未納がないことを証する納税証明書(滞納処分未済額がない旨の証明等)を提出すること。

いずれも提出日より3か月以内に発行されたもので、写しでも可とする。

カ 現地見学希望届【様式7】

(5) 提出部数

各1部

9. 質問受付及び回答(実施要領・仕様書に関して)

実施要領・仕様書の内容に関し質問がある場合は、所定の質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月24日(火)から令和8年3月30日(月)午後5時まで

(2) 提出場所

「20. 事務局」に同じ

(3) 提出方法

質問事項を記載した質問書(様式8)を、電子メールにより事務局へ提出すること。電子メールで提出した場合は、提出後に事務局へ電話により受信確認を行うこと。共同企業体で参加する場合は、統括役割を担う構成員が各構成員の質問を取りまとめて提出すること。

(4) 回答

令和8年4月1日(水)午後5時までに全ての質問に対する回答を、ホームページに一括して掲載する(質問者名等は公表しない。)。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

10. 第一次審査(参加資格審査)

参加表明書の提出書類に不備等がないか審査し、応募者全員に対し、第一次審査(参加資格審査)の結果を通知する。なお、審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、参加資格を満たさなかった者に対しては、その理由の説明を求める場合は、通知日の翌日までにその旨を記載した書面を持参又は電子メールにより提出すること。その回答は、提出期限日の翌日から起算して5日(町の閉庁日を除く。)以内に、電子メールにより通知する。

11. 企画提案書の作成・提出

第一次審査において、参加資格を満たし、参加について受け付けた旨の通知を受けた応募者のみが対象となる。対象者は、「12. 企画提案書類・作成要領」に従い、企画提案書を作成すること。

(1) 提出期限

令和8年4月30日(木)午後5時

(2) 提出場所

「20. 事務局」に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までに事務局

へ提出すること。郵送の場合は書留郵便に限り、封筒に「企画提案書在中」と朱書きし、提出期限までに事務局必着とすること。なお、データを保存した電子媒体(CD-R)の提出を追加で求める場合がある。

(4) 提出部数

正本 :1部

副本 :4部(副本は写しでも可とする。)

12. 企画提案書類・作成要領

(1) 提出書類

表紙を企画提案書提出届(様式5)として、次に掲げる書類を提出するものとする。

ア 企画提案書提出届(様式5)

イ 提案書(任意様式)

本要領及び仕様書の内容を踏まえ、本業務の実施に当たっての基本方針、提案全体の概要、本業務の工程表及び業務体制表を記載するとともに、創意工夫している点を記載すること。あわせて、電力使用料金や二酸化炭素排出量の削減に係る事業効果及び独自の提案があれば具体的に記載すること。

ウ 業務実績書

「8. 参加表明書の提出」で作成したものと同一ものを添付すること。

エ 使用照明器具提案書(任意様式)

使用照明器具については、対象施設の照明設備状況を踏まえ、別紙3「実施設計図」に沿う形で選定すること。これらを確認できる機器仕様図等を添付し、主な照明器具の選定理由や特徴(生産体制、供給体制及び器具仕様に関する説明等)を記載すること。

オ 施工・廃棄計画書(任意様式)

品質管理、安全管理、緊急時対応等の施工計画及び既設照明器具等の処理方法に関する廃棄計画を記載すること。また、工程管理、施設管理者との調整等の施工管理に関する内容を記載すること。

カ 維持管理等提案書(任意様式)

照明設備の保守に関する維持管理計画を記載すること。不具合発見又は通報時のサポート体制、その他緊急時対応に関する考え方を記載すること。あわせて、コスト削減及びサービス水準向上の観点からの工夫があれば記載すること。

キ 見積書(様式6)

仕様書に記載された要求要件を満たした見積書(様式6)を提出すること。見積額は、本業務に係る月額賃貸借料(税抜)に120を乗じて得た金額を記載し、当該金額が見積限度額(税抜)を超えてはならない。超えた場合は失格とする。

(2) 留意事項

- ア 事業効果の算定(電力使用料金や二酸化炭素排出量の削減)においては、次の試算条件を適用すること。
- ① 電気料金単価 :28円/kWh(税込、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含む)
 - ② 年間点灯時間 :教室・校長室・職員室 1,600時間、特別教室・体育館・グラウンド・外灯 800時間、玄関・ポーチ・廊下・階段 400時間、トイレ・倉庫・更衣室・給湯室・放送室 200時間、非常灯 0時間
 - ③ CO2排出係数 :0.457kg-CO2/kWh
- イ 企画提案書の提出は1案までとし、複数案の提出は認めない。また、1案の中に複数パターンの内容が含まれる提案も認めない。
- ウ 企画提案書の作成に当たって、用紙サイズは日本産業規格によるA4判縦長を基本とし、ページ番号を付すこと。一部、日本産業規格によるA3判横長の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴ること。印刷は片面印刷とし、カラー印刷も認める。
- エ 企画提案書は正確かつ簡潔な内容とし、過大なものとならないよう留意すること。文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- オ 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- カ 副本は、会社名をアルファベット表記とするなど特定できない表現で記載する必要はなく、正本と同様に記載してよい。
- キ 提出後の差替、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会からの要請があったものについてはこの限りではない。

13. 質問受付及び回答(企画提案書等の提出に関して)

実施要領・仕様書の内容や企画提案書等の提出に関し質問がある場合は、所定の質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年4月6日(月)から令和8年4月13日(月)午後5時まで

(2) 提出場所

「20. 事務局」に同じ

(3) 提出方法

質問事項を記載した質問書(様式8)を電子メールにより事務局へ提出すること。電子メールで提出した場合は、提出後に事務局へ電話により受信確認を行うこと。共同企業体で参加する場合は、統括役割を担う構成員が各構成員の質問を取りまとめ提出すること。

(4) 回答

令和8年4月16日(木)午後5時までに、全ての質問に対する回答をホームページに

一括して掲載する(質問者名等は公表しない。)。提出期限までに到着しなかった質問には回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

14. 第二次審査(プレゼンテーション審査)

提出された企画提案書について、プレゼンテーション形式で審査を実施する。

(1) 日時(予定)

令和8年5月8日(金)

(2) 場所(予定)

〒789-1201 高知県高岡郡佐川町甲356-2

佐川町総合文化センター 2階 大研修室

(3) その他

ア プレゼンテーションへの参加人数は、応募者から3名以内とし、実際に業務を受託した際に主として担当する者を出席させること。

イ 審査の順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

ウ 審査時間は、1応募者当たり40分以内(原則として、プレゼンテーションで30分以内及び質疑応答10分以内)とする。

エ プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに行うものとする。

オ 審査は個別に行い、非公開とする。

カ 開始時間等の詳細は、電子メールにより後日連絡する。

15. 審査の実施

(1) 町財務規則に定めるもののほか、本実施要領により候補者を選定する。

(2) 候補者については、審査委員会を設置し、選定審査を行う。

(3) 審査委員会は、選定審査において、企画提案書を提出した者の中から候補者と次点者を選定する。

16. 選定審査基準等

(1) 候補者を選定するための審査基準は、別添2「選定審査基準」のとおりとする。

(2) 候補者の選定にあたっては、審査委員会において審査委員の評価採点を合計して平均点を算出し、これに価格評価の点数を加えたものを評価点とする。評価点の最も高い候補者を優先交渉権者として決定する。

(3) 審査の結果、同点により2者以上が最高得点者となった場合は、価格評価の点数の高い業者を選定するものとし、価格評価の点数も同じである場合は審査委員会が各委員に諮り、選定するものとする。

(4) 応募者が1者であっても選定審査を実施することとし、評価点が60点を超える場合には候補者として選定する。

17. 選定結果の通知

選定結果は、審査後、応募者全員に速やかに電子メールにより通知するとともに、決定された優先交渉権者及び審査結果(決定された優先交渉権者以外は匿名とする)をホームページにおいて公表する。なお、審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、優先交渉権者として決定されなかった応募者で、その理由の説明を求める場合は、通知日の翌日までに、その旨を記載した書面を持参又は電子メールにより提出すること。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日(町の閉庁日を除く。)以内に、電子メールにより通知する。

18. 契約締結

町及び候補者は、仕様書及び候補者の企画提案書に基づき詳細を協議し、この協議が整った場合には、本業務に係る賃貸借(リース)契約の締結を行う。協議に当たっては、選定審査において評価の対象となった提案内容(実施体制、事業効果等)の水準を原則として低下させないものとし、仕様書に定める要求水準を下回る変更は行わない。

なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、次点者と交渉する場合がある。

19. その他の留意事項

(1) 著作権等に関する事項

- ア 企画提案書等の著作権は原則として各応募者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は町に帰属する。
- イ 応募者は、町に対し、企画提案書は応募者が創作したこと、並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- ウ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、応募者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ町に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- エ 提出された企画提案書やその他本プロポーザルの参加に伴い提出された書類について、町情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 失格要件

- ア 選定審査において次のいずれかに該当すると判明した場合は、提出書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は候補者としての選定を取り消すものとする。
- イ 提出書類が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ウ 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなった場合

- エ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - オ 審査委員会又は関係者に直接、間接を問わず選定審査に関して不正な接触又は要求をした場合(選定審査に必要な手続きは除く)
 - カ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
 - キ 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められる場合
 - ク その他、審査委員会が不適切と判断したとき
- (3) その他
- ア 本プロポーザルの参加のために得た資料については、企画提案書作成の目的以外に使用してはならず、第三者に公開、提供してはならない。
 - イ 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
 - ウ 提出書類は返却しない。
 - エ 提出書類は記載された内容の変更は認めない。
 - オ 提出書類は、選定審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - カ 提出書類は本業務の実施以外の目的には使用しない。
 - キ 選定審査の結果については、公表するものとする。
 - ク 採用となった企画提案書については、企画内容の一層の充実を図るため町と事業予定者の協議により、契約内容においては一部を調整する場合がある。
 - ケ 参加表明書及び企画提案書を提出した者は、選定審査を辞退することができる。辞退する場合は、次の項目を記載した辞退届(任意様式)を持参又は郵送にて提出するものとする。
 - ① 所在地
 - ② 商号又は名称
 - ③ 代表者職氏名(押印)
 - ④ 辞退理由
 - コ 本プロポーザル手続きは、本町の令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生ずる事業であるため、本町議会において当初予算案が否決された場合又は本業務の履行が不可能な程度まで本業務に係る予算が減額された場合は、本プロポーザルに係る契約の締結は原則として行わない。その場合であっても、町はそれに伴って生じるいかなる費用も保証しないため、参加にあたっては十分留意すること。

20. 事務局

〒789-1201 高知県高岡郡佐川町甲356-2
 佐川町教育委員会
 担当：学校教育係

電話 : 0889-22-1110

電子メール : sk10010@town.sakawa.lg.jp

(別添2)

選定審査基準

1. 企業評価及び業務評価項目及び配点等

【表1】

評価項目		評価内容	加重倍率	配点
業務遂行能力	実施体制	業務を適切に履行できる実施体制(人員、スケジュール等)が構築されているか	1	5
	類似業務実績	類似業務の実績を有しているか	2	10
企画提案力	実施方針(全体評価)	・目的に沿った提案(独自提案を含む)となっているか ・地元業者の活用等により、地域への経済波及効果が期待できるか	4	20
	提案内容の的確性	・仕様書を的確に踏まえ明確かつ具体的に提案されているか ・施設運営に支障がないように配慮した提案となっているか	3	15
	提案内容の実現性	・提案内容に具体性かつ実現性があり、円滑な業務の実施が可能であるか ・使用機器の品質、調達方法が明確となっているか	4	20
	提案内容の独創性	・仕様書に示した業務の水準に加えて、見積限度額内で達成可能な独自の工夫やノウハウの活用により、効率的・効果的な事業効果が期待できるかどうか	4	20
合計				80

2. 価格評価の配点基準

【表2】

見積額	配点
見積限度額を超えた場合	失格
見積限度額と同額	4
見積限度額の99%~95%	8

見積限度額の94%～90%	12
見積限度額の89%～85%	16
見積限度額の84%以下	20

※ 価格評価において、見積額が著しく低く、本業務の履行に支障が生ずるおそれがあると審査委員会が認める場合には、当該応募者に対し、見積内容についてヒアリング又は資料提出を求めることがある。当該説明等により、本業務の適切な履行が困難であると判断される場合には、当該応募者を失格とすることができる。

なお、「著しく低い額」とは、概ね見積限度額の70%未満の額を目安とする。

3. 評価方法

(1) 表1の各評価項目について、以下の5段階評価(評価基準点の決定)を行う。

5点:優れている

4点:やや優れている

3点:普通

2点:やや劣る

1点:劣る

企業評価及び業務評価の採点は、各項目の評価基準点に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。

(2) 上記採点を合計して平均点を算出し、これに表2から算定される価格評価の点数を加えたものを評価点とする。